

令和 7 年（2025 年） 4 月 3 日

報道機関 各位

枚方市提供

認可外保育施設に対する改善勧告の内容及び改善状況について

枚方市に所在する認可外保育施設「ひまわり保育園」に対し、児童福祉法第 59 条第 1 項に基づく立入調査を実施し、その結果等を踏まえ、設置者に対し、令和 6 年 12 月 26 日付けで同条第 3 項に基づく改善勧告を行いましたが、期限までに改善が図られなかったため、同条第 4 項に基づき、改善勧告の内容及び改善状況を下記の通り公表します。

なお、改善勧告の公表時期につきましては、本件の一連の経過において、一部、本市として当該施設の施設長に対し告訴の必要性がある事案が生じたことから、児童及び保護者の不利益につながる可能性等があることなどを鑑み、当該施設の閉園を確認した段階での公表としたものです。

記

1. 該当施設

施設名称	ひまわり保育園
所在地	枚方市伊加賀南町 6-10 1 階
設置者	香山 悦子
事業開始日	平成 20 年 12 月 1 日

2. 改善勧告の内容及び改善の状況

事項	改善勧告の内容	改善の状況
(1)保育に従事する者の数及び資格	ア 保育に従事する者は、常時 2 人以上配置すること。	【未改善】 主たる開所時間中、以下の時間帯に保育士が配置されず、無資格者 1 人で保育を行っていることが確認され、改善が認められない。 (a) 保育士が出勤する午前 9 時又は午前 9 時 30 分より前の時間帯及び保育士が退勤する午後 4 時以降の時間帯
	イ 保育に従事する者の必要数の 3 分の 1 以上、有資格者を配置すること。なお、必要な保育に従事する者の数が 2 人以下の場合は、有資格者を 1 人以上配置すること。	【未改善】 上記同文

3. 改善勧告に係る経緯

当該施設は、児童福祉法第 59 条第 1 項に基づき令和 6 年 7 月 29 日に実施した立入調査において、主たる保育時間中に恒常的に無資格者 1 人で保育を実施している時間帯があることが確認されました。このため、本市は同日付で口頭による指導を行いました。改善が行われなかったため、令和 6 年 9 月 11 日に改めて文書による指導を行いました。その後、当該施設から本市に対し、保育士を採用し配置したとする改善報告が提出されましたが、本市の調査により実際には保育士の採用は行われておらず、提出された改善報告は事実ではないことがわかりました。

本市は、改善が行われていないこと、また、虚偽の改善報告を行うなど市に対する非協力的な態度があったことから、当該施設に対し、令和 6 年 12 月 26 日付けで児童福祉法第 59 条第 3 項に基づき、1 か月の期限を付して改善勧告を行いました。しかし、回答期限である令和 7 年 1 月 27 日までに当該施設から改善報告の提出がなかったため、本市は当該施設に対し、聴き取りを実施し、改善状況について確認を行ったところ、改善は認められませんでした。

4. 改善勧告後の対応

1 月 29 日付で事業停止命令の発出に向けて弁明の機会の付与を行ったところ、令和 7 年 3 月 31 日で閉園する旨の弁明書が提出されたため、当該施設を利用している児童の保育の受け皿について子ども未来部の協力を得て、保護者に確認を行いました。

その後、児童の福祉に関する事項の調査審議を行う機関である「社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 児童福祉施設認可審査部会」の意見を聴いた上で、3 月末での閉園の意向が示されていることから事業停止命令を発出しないこととし、令和 7 年 4 月 1 日に現地にて閉園を確認し、本市として指導を終了することと決定しました。

なお、虚偽の改善報告を行ったことについては、大阪府枚方警察署と協議し告訴の手続きを進めています。

<問い合わせ先>

- ・改善勧告について

健康福祉部 福祉指導監査課

電話 072-841-1468 FAX 072-841-1322

- ・利用児童への対応について

子ども未来部 私立保育幼稚園課

電話 072-841-1471 FAX 072-841-4319